

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示

保険医療機関等の指定(保険課)

農業近代化資金の利子補給率の一部改正(経営指導課)

農業近代化推進資金の利子補給率等の一部改正()

中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正()

土地改良区の役員の就退任(農村整備課)

土地改良区の清算人の就任()

漁業近代化資金の利子補給率の一部改正(水産課)

漁業経営維持安定資金の利子補給率等の一部改正()

漁業経営安定資金の利子補給率等の一部改正()

出納長の権限に属する事務の一部の委任(会計課)

鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正()

◇ 調達公告

随意契約の相手方の決定(二件)()

一般競争入札の実施(病院局総務課)

告 示

鳥取県告示第六百十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
太田医院	米子市東町三〇五	平成十年八月五日
やまね内科クリニック	鳥取市行徳一丁目三一七	平成十年九月一日
皆生病院	米子市西福原一五九八―七	〃
医療法人ぬの皮膚科医院	倉吉市東巖城町五四	〃
板倉医院	日野郡日南町多里二二五	〃
医療法人河原歯科クリニック	鳥取市富安二丁目一五九	〃
医療法人恵聡会中尾歯科医院	鳥取市青葉町二丁目一〇五	〃
医療法人社団小徳歯科医院	米子市河崎一七四〇―二一	〃
医療法人社団厚生館	米子市角盤町一丁目一五四	〃
宮岡歯科医院	八頭郡河原町大字渡一本二六一―二	〃
医療法人前田歯科医院	東伯郡東郷町大字旭三〇	〃
吉井歯科医院分院	鳥取市桂木二四四	平成十年九月四日
戸崎歯科医院		

芦津歯科医院	八頭郡船岡町大字船岡三八五	平成十年九月九日
医療法人専仁会信生病院	倉吉市明治町一〇二七	平成十年九月十日
竹田内科医院	米子市昭和町三〇一三	平成十年九月十一日
医療法人社団野口歯科医院	米子市旗ヶ崎一丁目二一	〃
仙田薬局	米子市角盤町二丁目三五	平成十年九月一日
日本調剤西町薬局	倉吉市仲ノ町二七二二二一	〃
田中薬局河原町店	倉吉市河原町一九八〇一	〃

鳥取県告示第六百十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
堅野 比呂子	鳥医五七八二	平成十年九月四日
瀬尾 彰彦	鳥薬一〇九七	平成十年八月十七日
中島 由貴子	鳥薬一一〇四	平成十年九月四日
岩間 徹	鳥薬一一〇五	平成十年九月七日

鳥取県告示第六百十九号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十七号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成十年九月十八日前に、鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号）第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成十年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表及び二の表中「一・二パーセント」を「一・一パーセント」に、「〇・四パーセント」を「〇・三五パーセント」に改める。

鳥取県告示第六百二十号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十八号（農業近代化推進資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「一・九パーセント」を「一・七パーセント」に、「〇・六パーセント」を「〇・五五パーセント」に改める。

鳥取県告示第六百二十一号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十九号（中山間地域活性化資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十年九月十八日前に、鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成二年十二

月鳥取県規則第五十八号) 第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成十年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の備考以外の部分を次のように改める。

三 生活環境施設整備資金	二 保険機能増進施設整備資金		一 加工流通施設整備資金		中山間地域活性化資金の種類等	貸付利率	利子補給率
	1 大企業以外に貸し付ける場合		1 大企業以外に貸し付ける場合				
	イ 貸付金のうち二億七千万円以下の部分		イ 貸付金のうち二億七千万円以下の部分				
	ロ 貸付金のうち二億七千万円を超える部分		ロ 貸付金のうち二億七千万円を超える部分				
2 大企業に貸し付ける場合	2 大企業に貸し付ける場合	2 大企業に貸し付ける場合	2 大企業に貸し付ける場合	2 大企業に貸し付ける場合	2 大企業に貸し付ける場合	2 大企業に貸し付ける場合	2 大企業に貸し付ける場合
年一・七パーセント以内	年二・三パーセント以内	年二・二パーセント以内	年一・七パーセント以内	年二・五パーセントト以内	年二・四五パーセントト以内	年一・九パーセント以内	年一・一パーセントト
年一・一パーセントト	年〇・五パーセント	年〇・六パーセント	年一・一パーセントト	年〇・二五パーセントト	年〇・三五パーセントト	規則第二條第三項第一号、第三号及び第五号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第二條第三項第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる融資機関が貸し付ける場合
年〇・三五パーセントト			年〇・三五パーセントト		年〇・一パーセントト		

鳥取県告示第六百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり富海土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 仲村 辰夫 倉吉市富海六九四
- 〃 山崎 重利 倉吉市富海四七四
- 〃 藤川 嘉昭 倉吉市富海二五四
- 〃 和泉 薫 倉吉市富海七二五
- 〃 山崎 巖 倉吉市富海五〇四
- 監事 牧田 徹 倉吉市富海六九五
- 〃 米田 暁史 倉吉市富海六八九

平成十年八月二十六日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 仲村 辰夫 倉吉市富海六九四
- 〃 山崎 重利 倉吉市富海四七四
- 〃 藤川 嘉昭 倉吉市富海二五四
- 〃 和泉 薫 倉吉市富海七二五
- 〃 山崎 巖 倉吉市富海五〇四
- 監事 牧田 徹 倉吉市富海六九五
- 〃 米田 暁史 倉吉市富海六八九

平成十年八月二十七日就任 任期四年

鳥取県告示第六百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり高尾土地改良区から清算人が就任した旨の届出があったので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により告示する。

平成十年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した清算人の氏名及び住所

- 村岡 永久 東伯郡大栄町大字東高尾四三九
 - 長谷川 俊一 東伯郡大栄町大字西高尾四六一
 - 村岡 久夫 東伯郡大栄町大字東高尾四六一
 - 村岡 弘昭 東伯郡大栄町大字東高尾四三三
 - 村岡 美喜雄 東伯郡大栄町大字東高尾五三八
 - 大口 正人 東伯郡大栄町大字東高尾四六六
 - 長谷川 久 東伯郡大栄町大字西高尾四八九
 - 長谷川 清二 東伯郡大栄町大字西高尾一六二
 - 杉本 健治 東伯郡大栄町大字西高尾四六二
 - 藤井 定明 東伯郡大栄町大字上種二二三
- 平成十年七月三十一日就任 任期 清算終了まで

鳥取県告示第六百二十四号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。
平成十年九月十八日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成十年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の一の項及び二の項中「一・二パーセント」を「一・一パーセント」に、「一・〇パーセント」を「〇・九パーセント」に改め、同表の三の項中「一・〇五パーセント」を「〇・九五パーセント」に、「〇・八五パーセント」を「〇・七五パーセント」に改め、同表の四の項及び五の項中「一・二パーセント」を「一・一パーセント」に、「〇・四パーセント」を「〇・三五パーセント」に改め、同表の六の項及び七の項中「一・二パーセント」を「一・一パーセント」に、「二・〇パーセント」を「一・九パーセント」に、「〇・四パーセント」を「〇・三五パーセント」に改める。

鳥取県告示第六百二十五号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十一号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。
平成十年九月十八日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成十年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「一・九パーセント」を「一・七パーセント」に、「一・二パーセント」を「一・一パーセント」に改める。

鳥取県告示第六百二十六号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十二号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十年九月十八日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成十年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表及び二の表中「二・四パーセント」を「二・二パーセント」に、「〇・七パーセント」を「〇・六パーセント」に改める。

鳥取県告示第六百二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定により告示する。

平成十年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務

次の公演に係る入場料の収納事務

公 演 名	期 日	会 場
ミュージカル「茜 飛天」	平成十年十二月二十日	鳥取県立県民文化会館大ホール
鳥取地名伝説〜	平成十一年一月二十四日	鳥取県立県民文化会館大ホール

二 委任を受けた出納員

鳥取県企画部文化振興課

主 幹 神崎 智司

三 委任期間

平成十年九月二十二日から平成十一年一月二十六日まで

鳥取県告示第六百二十八号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成十年十一月一日から施行する。

平成十年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第二号の表鳥取県信用農業協同組合連合会の項を次のように改める。

鳥取県信用農業協同組合連合会	本 所	鳥取市末広温泉町	株式会社山陰合同銀行鳥取営業部
----------------	-----	----------	-----------------

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成10年9月18日	鳥取県知事 西 尾 邑 次	鳥取市商栄町221-1
1 調達件名及び数量	ハイビジョンビデオプロジェクト 6台 ハイビジョンレーザーディスクプレーヤー 4台	5 契約 価 格 64,575,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
2 契約 方 式	随意契約	6 随意契約による理由 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の2第1項第6号に該当
3 契約 日	平成10年7月17日	7 契約事務担当部局の名 鳥取県出納局会計課 称及び所在地 鳥取市東町一丁目220
4 契約者の氏名及び住所	三洋電機エイブイシステム株式会社 大東市三洋町1-1	—般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。 平成10年9月18日
5 契約 価 格	52,500,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)	鳥取県管病院事業管理者 岩 宮 緑
6 随意契約による理由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当	1 調達内容 (1) 調達物品の名称及び数量 血管撮影画像処理装置 一式 (2) 調達物品の条件等 入札説明書による。 (3) 納入期間 平成11年3月10日 (4) 納入場所 倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院中央放射線室 (5) 入札方法 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額 (1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額
7 契約事務担当部局の名	鳥取県出納局会計課	
称及び所在地	鳥取市東町一丁目220	
随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第11条の規定に基づき、次のとおり広告する。		
平成10年9月18日	鳥取県知事 西 尾 邑 次	
1 調達件名及び数量	ハンドル式集密書架 一式	
2 契約 方 式	随意契約	
3 契約 日	平成10年7月28日	
4 契約者の氏名及び住所	株式会社愛進堂	

を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 平成9年5月鳥取県告示第399号（物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく物品の売買等に係る競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が医療機器のA等級に格付けされている者であること。
 - (3) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定に基づき医療用具の販売業の届出を行っている者であること。
 - (4) 調達物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であること。
 - (5) 平成10年9月18日（金）から同年10月29日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- ## 3 契約担当部局
- 鳥取県立厚生病院事務部管財課
- ## 4 入札手続
- (1) 入札書の提出場所及び問合せ先
〒682-0804 倉吉市東昭和町150
鳥取県立厚生病院事務部管財課用度係
電話 0858-22-8181（内線320）
 - (2) 入札説明書の交付方法
（1）の場所で交付する。
 - (3) 郵送による入札
可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限る。
 - (4) 入札及び開札の日時及び場所
平成10年10月29日（木）午後2時（ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成10年10月29日（木）正午とする。）

鳥取県立厚生病院中会議室（本館3階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。
 - (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成10年10月27日（火）午後5時までに提出しなければならない。
 - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- ## 6 入札保証金及び契約保証金 免除
- ## 7 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札の無効
2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札並びに鳥取県病院局財務規程（平成7年3月鳥取県病院局管理規程第12号。以下「規程」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。
 - (3) 契約書作成の要否
要
 - (4) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると判断された入札者であつて、規程第70条の規定により例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Angiographic System, 1Set

(2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM 27, October, 1998

(3) Time-limit for the submission of tenders : 2 : 00 PM 29, October, 1998 (tenders submitted by registered mail 0 : 00 PM 29, October, 1988)

(4) Place of contact for the notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital
150 Higashishowa-machi Kurayoshi-shi 682-0804 Japan
TEL 0858-22-8181 ex. 320